令和3年 9 月 30 日（木）発行

北海道消費者被害防止ネットワークニュースNo.105

【事務局】北海道立消費生活センター http://www.do-syouhi-c.jp《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003　札幌市中央区北３条西７丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

新型コロナワクチン接種の予約を案内する怪しいメールに注意！

新型コロナワクチン接種に便乗したトラブルや悪質商法には注意が必要です。

国民生活センターでは、新型コロナワクチンの接種に便乗した消費者トラブルや悪質商法に関する相談を受け付けるため、「新型コロナワクチン詐欺　消費者ホットラインを開設しています。

新型コロナウイルスワクチン詐欺　消費者ホットライン

なくな　いやや
0120-797-188

〇相談事例

・「自衛隊大規模接種センター」というところからメールが届き不審なサイトに誘導された
・大規模接種会場の予約情報を尋ねる不審な電話がかかってきた
・「ワクチン受付中」という内容の SMS が届いた
・ウェブサイトでワクチン接種を申し込んだが、不審なサイトだったのではないか

アドバイス

1　コロナワクチン接種に関連したメールや SMS などには注意してください

国の機関等の名称を用いてコロナワクチン接種の予約に関連しているかのように装い、メールや SMS に記載されている URL に誘導しようとしているものが確認されています。突然送られてきた心当たりのないメールなどに記載されている URL は、詐欺的なサイトにつながる可能性があるので、クリックやタップをしないでください。

2　コロナワクチンは無料です

コロナワクチン接種は無料です。国や自治体がコロナワクチン接種に関連して金銭の支払いや銀行口座・クレジットカード番号の登録を求めることはありません。
求められても決して応じないようにしてください。

「困ったな」と思ったら遠慮なくご相談ください

北海道立消費生活センター　相談専用電話　050－7505－0999
警察相談専用電話　#9110

怪しい副業やアルバイトに注意！

全国の消費生活センター等に、10 歳～20 歳代の若者から怪しい副業やアルバイトに関する相談が寄せられています。

（独立行政法人国民生活センター：９月１６日付け発表情報）

《　相談事例　》

- チャットで相談にのるだけのアルバイトで、相手からの報酬を受け取るための手続き料を次々と支払わされた。
- “レンタル彼氏”に登録したが収入は得られず、月額サイト利用料だけを支払わされている。
- 「荷受代行」をしたら、自分名義でスマートフォン６台を購入されており、請求書が届いた。

《 消費者へのアドバイス 》

➢ **副業・アルバイトにあたって「手数料」「登録料」を請求されたら要注意！**

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告や SNS の情報を安易に信じないようにしましょう。怪しい副業・アルバイトでは、「報酬を得るために必要」などと言われ、登録料金やサイト利用等はさまざまな名目でお金を支払わされるという特徴があります。

➢ **「荷受代行」・「荷物転送」は絶対にしないでください**

- 「荷物代行」・「荷物転送」はアルバイトを装っていますが、裏の目的は消費者の名義で不正に携帯電話等を購入することであり、その携帯電話等が犯罪に使用される恐れもあります。身分証明書、銀行口座等の個人情報を安易に伝えないようにしましょう。
- 携帯電話等の月額利用料や通話料などを支払う必要はないと説明されていても、契約者である消費者に対して請求される可能性もあり、料金を支払わないまま強制解約になると今後携帯電話会社と契約をする際に不利益が発生したり、端末代金が分割払いにされている場合、信用情報機関に事故情報として登録されてしまう恐れがあります。

➢ **2022 年４月から『18 歳で大人』に！**

- 大人になると一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。
- インターネット上にはさまざまな副業・アルバイトに関する情報が掲載されていますが、始める前に、家族等周りの人に相談するようにしましょう。

令和２年度 消費生活相談の概要および特徴

令和２年度に北海道立消費生活センターに寄せられた相談件数は、8,873 件で、前年度より 2,462 件（38.4%）増加しました。内容別相談件数（複数カウント）は、「契約・解約」に係わるものが最も多く、6,301 件（「商品」と「役務」の相談受付件数における割合は 73.0%）。次いで「販売方法」に係わるものが 2,592 件（同 30.0%）、「品質・機能、役務品質」に係わるものが 1,318 件（同 15.3%）となっています。契約当事者の属性を性別でみると、「男性」3,692 件（同 41.6%）、「女性」4,285 件（同 48.3%）となり、「女性」が半数近くを占め、男性を上回っています。

商品部門では、総件数が前年度より増加しています。「食料品」、「保健衛生品」、「教養娯楽品」、「商品一般」、「被服品」が相談受付件数の上位を占めています。役務部門でも、総件数が前年度より増加しています。パソコンや携帯電話を介したサイトに係わるワンクリック請求や架空請求等の不当請求、携帯電話サービスやインターネット通信サービスなどを含む「運輸・通信サービス」の相談は依然として多く、役務部門の 41.0%を占めています。さらに、賃貸アパートなどの「レンタル・リース・貸借」、火災保険の申請代行サービスなどの「他の役務」、融資サービスなどの「金融・保険サービス」、医療、他の保健・福祉（社会保険など）などの「保健・福祉サービス」が相談受付件数の上位となっています。

契約当事者を年齢別にみると、60 歳以上の相談は 2,837 件（相談受付全体の 32.0%）で、前年度より 220 件増加しました。20 歳未満は 252 件（同 2.8%）で件数は少ないものの、前年度比では約 43%増加しています。パソコンやスマートフォン、携帯電話のサイトを介したワンクリック請求や架空請求等の不当請求や、インターネット通信サービスなどの「運輸・通信サービス」は、全ての年代で最も多い相談となっています。

販売購入形態のうち、「店舗購入」と「不明・無関係」を除いた特殊販売は 4,646 件で、前年度より 1,551 件増加しています。特殊販売で最も多いのは「通信販売」で 3,582 件（特殊販売全体の 77.1%）、次いで「電話勧誘販売」444 件（同 9.6%）、「訪問販売」391 件（同 8.4%）、「ネガティブ・オプション」77 件（同 1.7%）、「マルチ・マルチまがい取引」72 件（同 1.5%）、「訪問購入」67 件（同 1.4%）、「その他無店舗」13 件（同 0.3%）の順でした。前年度比の件数では、「通信販売」、「訪問販売」、「ネガティブ・オプション」、「マルチ・マルチまがい取引」、「訪問購入」、「その他無店舗」が増加し、「電話勧誘販売」は減少しました。

「特殊販売」（通信販売、電話勧誘販売、訪問販売、マルチ・マルチまがい取引、訪問購入、その他無店舗、ネガティブ・オプション）による販売購入形態では、「通信販売」が 50 歳代、「訪問販売」、「電話勧誘販売」、「訪問購入」が 70 歳以上、「マルチ・マルチまがい取引」が 20 歳代、「ネガティブ・オプション」が 50 歳代、「その他無店舗」が 30 歳代の方の相談が最も多く寄せられています。

（出典「令和２年度消費生活相談報告書」北海道立消費生活センター）

全文はこちらからダウンロードできます。

→　北海道立消費生活センターHP　TOP→　消費生活相談　「消費生活相談統計」

http://www.do-syouhi-c.jp/top_soudan.html

北海道立消費生活センター　札幌弁護士会　共催

相談無料！

消費者トラブル なんでも110番

10月23日(土) 10:00～15:00

電話相談・面談

当日のみ特設電話

011-221-0188

「簡単に稼げる」とのネット広告を見て10万円のマニュアルを購入したが、儲かる内容とは思えない。返金してほしい。

高校生の娘がネット通販で定期購入のダイエットサプリメントを契約していた。高額なので解約してほしい。

トイレが詰まり、レスキューサービスに修理を依頼したら、高圧洗浄作業の後で12万円も請求された。

賃貸アパートを退去したら、フローリングの張替え費用など80万円を請求された。

北海道消費者教育PRキャラクター「かしこしか」

様々な消費生活に関するトラブルについて、北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士が、一緒にお電話・面談でお話を伺います。

※面談での相談をご希望の方は、事前予約が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

※面談時間は先着順で調整させて頂きます。

※新型コロナウイルス感染拡大により電話相談のみとなる場合があります。

面談予約・問合せ　011-221-0110

北海道立消費生活センター　札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟2F